

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって、議会が推薦する農業委員は、松岡安男氏、塚本繁造氏、三野敏彦氏、藪昌子氏、以上の方とすることに決定いたしました。

日程第8 請願第1号、「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成26年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、6月2日（月）に提出致しました請願第1号「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願について、紹介議員として賛成の立場から賛成討論をいたします。

今、国を家に例えますと、ちょうど「柱」にあたるものが憲法であります。そして国で一番大事な規則は、言い換えれば一番高い位にある規則ですから、これを国の最高法規であり、国の仕事のやり方の他にもう一つ大事なこと、国民の権利のことが書かれておるわけでございます。

憲法は、第1条から第103条まであり、そしてその他に前書きが一番初めに付けてあり、これを「前文」と言い、この前文には、誰がこの憲法をつくったかということや、どんな考え方でこの憲法の規則ができているかということなどが記されております。

この前文というものは、二つの働きをするもので、その一つは皆さん方が憲法を読んで、その意味を知ろうとするときに手引きになることがあります。

つまり憲法は、この前文に記入されたような考え方からできたものでありますから、前文にある考え方と違ったふうに考えてはならないということであります。もう一つの働きは、これから先この憲法を変える時に、この前文に記された考え方と違うような考え方をしてはならないという事であります。

この前文の考え方というものは、一番大事な考えが3つあり、それは「民主主義」と「国際平和主義」と「主権在民主主義」であり、主義というのは、正しいと思う者のやり方の事であり、憲法における根本の考え方となっている考え方

でございます。

そこで日本国憲法前文には、このように書かれております。

「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、我らと我ら子孫の為に、諸国民との協和による成果と我が国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないように行なうことを決意し、ここに主権が国民に存する事を宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基づくものである。われらはこれに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、我らの安全と生存を保持しようと決意をした。我らは平和を維持し、専制と隸従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている國際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。我らは全世界の国民が、等しく恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利を有することを確認する。我らは、いづれの国家も自國のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自國の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、國家の名誉にかけ、全力を擧げてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」と、このように述べられております。

そして、第1章は「天皇」でございます。

そして、第2章は「戦争の放棄」でございます。

「第9条、日本国民は、正義と秩序を基調とする國際平和を誠実に希求し、國權の發動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、國際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」と、いうことであります。

そして、第3章は「国民の権利及び義務」、第4章は「国会」、第5章は「内閣」、第6章は「司法」、第7章は「財政」、第8章は「地方自治」、第9章が「改正」、そして、第10章には「最高法規」として、第97条、98条、99条が述べられているわけでございます。

そこで、第10章では、「最高法規」として述べられております。

「第97条、この憲法が日本国民に保障する基本的人権は人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵す事のできない永久の権利として、信託されたも

のである。」

「第 98 条、この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」

「第 99 条、天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負う。」と、述べられております。

そして、第 11 章は「補則」として記されております。

1946 年 11 月 3 日に発布され、翌 1947 年 5 月 3 日に施行された日本国憲法は、長かった戦争のもとで生命と財産、青春と自由の計り知れない犠牲の上にファシズムを打ち倒し、平和、民主、自由を要求する国内外の世論に支えられてようやく勝ち取られました。

同時に当時、日本を占領していたアメリカは憲法の内容をみずからの対日支配政策の枠内に押し込めようと画策したわけであります。

そのために、日本国憲法は、国民主権、恒久平和、基本的人権、議会制民主主義、地方自治の 5 つの諸原則に基づく平和的民主的条項が盛り込まれた積極的内容をもつものとなる一方、象徴天皇制など、平和的、民主的条項と相反する内容もあわせてもつものとなりました。

当時の文部省が教科書として発行した「あたらしい憲法のはなし」も当然憲法自身の持つ限界を反映し、国民主権と矛盾する象徴天皇制をそのまま肯定的に叙述するなど批判的に検討すべき側面を持っております。

しかし全体としては、当時の平和と民主主義を求める国内外の世論の高揚を反映して、憲法の平和的、民主的条項の精神をいきいきと分かりやすく解説するものとなっているのが特徴であります。

それは当時の中学生だけでなく、「教え子をわが子を再び戦場に送るな。」と誓い合い、新しい平和と民主主義教育への情熱に燃えていた教師、父母に明るい希望をよびおこしました。

今、「憲法 9 条を守る会」多度津の代表世話人高口嘉一先生も当時あの忌まわしい戦争にかりだされ、兵役を体験し、「二度と戦争をおこしてはならない。」と今回の「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出を求める請願」を出された当時教鞭をとっていた教師の一人でもありました。

しかし、この文部省の「あたらしい憲法のはなし」の教科書は 2、3 年使われただけでございました。

日本が 1950 年（昭和 25 年）に始まった朝鮮戦争の基地にされ、日米安保条約が結ばれ、警察予備隊が保安隊となり自衛隊に変わっていくという時代の流れ

のなかで、この教科書は教室から姿を消してしまったのであります。憲法施行後、すでに 67 年を迎えた今、日本の軍事費は世界でも第 3 位といわれるまでに膨張し、憲法違反の自衛隊と米軍との日本の核戦場化をも想定した日米合同演習が激化しております。主権在民の原則と歴史の進歩に反する天皇の美化と元首化のためのキャンペーンも大々的に展開されています。加えて、国民の目、耳、口をふさぐ、ファッショ法の国家機密法や軍事優先の国内体制づくりを目指す有事立法の制定、教育の国家統制と反動化を目指す策動など民主主義と国民の権利への攻撃も強まっております。憲法改悪に反対し、憲法の平和的民主的条項を守り、その完全実施を求めることがいよいよ重要になってきております。今、一番大事なことは、国会にまかせておかないで、国民が自分で意見を決めることであります。国会だけで決めないで、国民が直接に国のことを行いますが、これを「直接民主主義」のやり方という憲法は代表制民主主義と直接民主主義と二つのやり方で国を治めていくことにしていますが、今、代表制民主主義のやり方の方が主になっていて、直接民主主義のやり方は、一番大事なことに限られております。ですから、1999 年国会以降に成立した、或いは現在、成立が目指されている法令をみても、この期間の立法には、日本国全文と憲法第 9 条の理念を大きく踏み外しての法律が数多く作られております。それは、①いつの間にか国民をコントロールしている統制国家を目指す法律。②一見正当性のある名称だが、その実態は思想信条の統制やメディア規制を促す法律。③テロ対策という言葉を隠れ蓑に軍事国家を目指す法律。④国や行政の責任をいつの間にか「自己責任」へ、国民の責務を強調する法律。⑤格差を広げ、弱者いじめにつながる命と暮らしを破壊する法律。⑥悪法の根源、戦争のできる国へ憲法改悪、立憲主義の危機を招く法律。特に今回では、⑥に該当し、憲法 9 条の改悪、教育基本法の改定は、日本の国から民主主義や平和を奪い、日本を戦争のできる国へと導く、全ての悪法の根源ともいべき法律をつくるべき暴走政治となっております。そして国の交戦権を認めない現行憲法の精神を否定し、殆どすべての戦争を合法化していくことにあり、憲法 9 条をそのままにして、憲法違反を実行するという「解釈改憲」のやり方が極限ともいえる状況にきており、そして言葉の解釈如何でどんな場合にも自衛隊の海外派兵ができるという、いわば野放しの無制限条項になり、これが狙われており、解釈改憲がいわば法体制化するものであります。したがって、今回の「集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを

求める意見書」の提出を求める請願書に対しましては賛成をいたします。
以上であります。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

佐々木議員。

議員（佐々木 勇）

14番、佐々木勇です。

私は、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」の提出を求める請願書について、今国防問題も含んでおり、現在国会において慎重に議論されておるところでありますので、今の段階では意見書の提出はすべきでないと考え、意見書の提出の請願には反対をいたします。以上。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

原案に賛成者の発言を許します。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

私は、集団的自衛権の行使容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書」につきまして賛成の立場で討論します。

自衛隊の皆さん方が、東日本大震災で献身的に支援活動されていることに敬意を表します。

しかし、集団的自衛権が行使容認されると、自衛隊が軍隊となり戦地へ行くことになります。

そうなりますと、高い志を持ち自衛隊に志願する人が少なくなり、しいては徴兵制度の復活になるのではと窮しております。

私も子どもが2人いますが、戦争に行かずつもりで育てたわけではありません。

また孫は4人いますが、絶対に戦争に行ってもらいたくありません。

戦後69年、日本国憲法9条は、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使を、国際紛争を解決する手段として永久にこれを放棄するとあり、今まで基本的人権、国民主権、平和主義、3原則を守ってきました。だから戦争のない平和な今の日本があると思っておりますし、それが証拠、証であります。

戦争は殺人、人殺しで血の出ないはずがないのであります。

毎年多度津町役場から丸亀市役所まで平和行進に参加しております。

いつも思う事は、戦争は二度と繰り返してはならない、そしてそのことを子

ども達に伝える事が私たち大人の責任使命であると思います。
平和へのメッセージに繋がると思い、参加させていただいております。
長崎広島で原爆が投下され、21万人の貴い命が一瞬のうちに死の灰となり、
未だに多くの皆さんが後遺症で苦しんでいます。
安倍内閣は国民のため、子ども達のため、将来の子ども達の為と言われますが、どう考えても日本が戦争のできる国へと舵を取ろうとしているようにしか思えません。
集団的自衛権の行使容認は憲法に反すると断言します。
憲法を守っていくこと、憲法解釈変更により集団的自衛権の行使容認を行わないことを求める意見書について請願には賛成であります。
以上でございます。

議長（志村 忠昭）

次に、原案に反対者の発言を許します。

隅岡議員。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

今国会でも与党内でただ今協議中であります。

そして内容についてもまだ決定をしておりません。

まだ不明確不透明なものについては、賛同する事はできません。

従いまして、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出を求める請願については反対致します。

以上です。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

それでは原案に賛成者の発言を許します。

議員（村岡 清邦）

6番、村岡清邦です。

私は、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出を求める請願に賛成の立場で発言を致します。

安倍内閣になって、何か異様な足音がいくつかこう聞こえてきます。

その一つは、戦争の足音ではないかな、というように思います。

日本は戦後69年間憲法9条が歯止めとなり、戦争への道を阻んできました。

安倍内閣は、平和国家から一転、軍事国家、戦争のできる国へと進めていくような暴走を始めてしまいました。

日本の進路を誤らせるることはできません。

これまで日本は私達が願い、誓ってきた、それは人間と人間が殺しあう戦争は

もう絶対にしないとしてきたものです。

国際的な紛争は粘り強く話し合いで解決するという人類普遍の理想を安倍内閣は何の痛みもなく捨て去ろうとしております。

日本国憲法は、二度と過ちを繰り返さないという心からの誓いによる平和主義を基調としております。

戦後 69 年間、日本は一度も戦火を交える事なく武器によって殺しも殺されもせず世界に平和を訴え続けてこられたのも、この平和憲法が世界で支持されてきたからといえます。

ところが安倍内閣は愚かにも人類の英知と言うべきこの平和憲法を廃棄し、国防軍を創設することを公然と語り始めました。

戦争のできる国を目論んで、これまでには憲法違反としてきた集団的自衛権の行使の合憲化を図ろうとしています。

国家安全保障会議の創設や特定秘密保護法制定を強硬してしまいました。

そして防衛予算を増強し、ついには武器輸出拡大をさせようとしています。

これまでもそうであったように、これからも日本は戦争をしない、させない、許さない国としなければなりません。

ところが今戦争の為の準備が着々と進められ、その足音は私達にひたひたと次第にその足音が大きく近付いていると感じざるを得ません。

二度と戦争の過ちを繰り返してはなりません。

今も未来も平和であり続けたいという願う気持ちは世界の人々の共通のものです。

私は私達の子ども達の為にも戦争はしない、させない、許さない日本を継続できるようにしなければならないと強く思っております。

従って、集団的自衛権行使を容認する解釈改憲を行わないことを求める意見書の提出を求める請願に賛成するものです。

以上で、この請願に賛成の立場での発言を終わります。

議長（志村 忠昭）

他に討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結致します。

これより請願第 1 号についてを採決致します。

請願第 1 号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第 1 号を採択することに賛成の方は起立をお願い致します。

（賛成者起立）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択とすることに決定いたしました。